

令和3年度東京都母子保健運営協議会

令和4年2月15日

東京都母子保健運営協議会

(午後 6時30分 開会)

○青山事業調整担当課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日は、大変お忙しいところ、ご出席くださいます。誠にありがとうございます。

ただいまから、令和3年度東京都母子保健運営協議会を開催させていただきます。

私は、少子社会対策部事業調整担当課長をしております青山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。議事に入りますまで、進行を務めさせていただきます。

まず、開会に当たりまして、少子社会対策部長の奈良部からご挨拶させていただきます。

○奈良部少子社会対策部長 少子社会対策部長の奈良部でございます。

本日は、ご多忙のところ、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃より東京都の母子保健施策にご理解とご協力を賜りまして、心より御礼申し上げます。

東京都で最初の新型コロナウイルス感染症患者が発生いたしましたから、2年が経過いたしました。この間、外出自粛や人との交流の制限などにより、都民はこれまでにない不安にさらされております。特に、妊婦や乳幼児を抱える家庭の精神的な負担は非常に大きく、こうした方々を支える上で母子保健施策は非常に大きな役割を果たしていると感じております。

都では、妊娠、出産から子育てに至るまで、切れ目なく子どもや家庭を支えていくため、とうきょうママパパ応援事業によりまして、全ての子育て家庭のニーズを把握し、必要な支援につなげる区市町村の取組を支援しております。

また、虐待相談対応件数が増加を続ける中、乳幼児に対する虐待の予防や早期発見に資するよう、医療機関等の虐待対応力向上のための研修を行うなど、母子保健分野に求められる役割の強化に応じた取組も進めております。

本日は、都内における母子保健の現状や都の取組等につきまして、ご報告させていただきます。各分野の委員の皆様の忌憚のないご意見やお知恵を拝借し、今後の東京都における母子保健施策の指針とさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○青山事業調整担当課長 それでは、令和3年9月からの任期で初めて開催させていただきます協議会となり、今期、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、資料1の委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。ご紹介の後、一言ご挨拶をお願いできればと思います。

十文字学園女子大学教育人文学部教授、加藤委員でございます。

○加藤委員 加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青山事業調整担当課長 社会福祉法人子どもの虐待防止センター理事長、松田委員でございます。

- 松田委員 子どもの虐待防止センターの松田です。よろしくお願いいたします。
- 青山事業調整担当課長 あきやま子どもクリニック院長、秋山委員でございますが、本
日ご欠席と伺っております。
- 続きまして、埼玉県立小児医療センター病院長、岡委員でございます。
- 岡委員 岡でございます。よろしくお願いいたします。
- 青山事業調整担当課長 続きまして、昭和大学歯学部小児生育歯科学講座客員教授、井
上委員でございます。
- 井上委員 井上でございます。歯科のほうから参加させていただきます。よろしくお願
いいたします。
- 青山事業調整担当課長 相模女子大学栄養科学部健康栄養学科教授、堤委員ございま
す。
- 堤委員 堤ちはるです。管理栄養士の立場から参加させていただきます。どうぞよろし
くお願いいたします。
- 青山事業調整担当課長 東京女子医科大学看護学部教授、清水委員でございます。
- 清水委員 清水でございます。よろしくお願いいたします。
- 青山事業調整担当課長 専修大学人間科学部心理学科教授、吉田委員でございます。
- 吉田委員 吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 青山事業調整担当課長 公益社団法人東京都医師会理事、川上委員でございます。
- 川上委員 川上でございます。小児科医でもあります。よろしくお願いいたします。
- 青山事業調整担当課長 公益社団法人東京都歯科医師会公衆衛生担当理事、高品委員で
ございます。
- 高品委員 東京都歯科医師会の高品でございます。よろしくお願いいたします。
- 青山事業調整担当課長 一般社団法人東京産婦人科医会理事、谷垣委員でございます。
- 谷垣委員 谷垣です。杏林大学の産婦人科の周産期センターの責任者をやっております。
母子保健担当を医会でやっております。よろしくお願いいたします。
- 青山事業調整担当課長 豊島区池袋保健所長、植原委員でございます。
- 植原委員 池袋保健所長の植原です。特別区歯科衛生部長会から参加です。よろしくお
願いいたします。
- 青山事業調整担当課長 西東京市健康福祉部ささえあい・健康づくり担当部長、佐藤委
員でございます。すみません、まだ入られていらっしゃらない様子です。
- 続きまして、瑞穂町福祉部健康課長、工藤委員でございます。
- 工藤委員 瑞穂町福祉部健康課長の工藤です。よろしくお願いいたします。
- 青山事業調整担当課長 東京都南多摩保健所長、船木委員でございます。船木委員、お
入りになられているようで、もしかしてマイクがオフとかになられているようでいらっ
しゃいますでしょうか。
- すみません、そうしましたら、大変恐縮ですが進めさせていただきます。

続きまして、東京都教育庁都立学校教育部学校健康推進課長、中坪委員でございます。
中坪委員、すみません、マイクのミュートを解除していただいて、お話しいただいてもよろしいでしょうか。

すみません、大変恐縮です。ちょっと先に進めさせていただきます。

そうしましたら、残り事務局職員でございますけれども、事務局職員の紹介につきましては、名簿に代えさせていただきます。

続きまして、資料についてでございますが、資料3に当たります母子保健事業報告令和3年版の冊子、そのほかの資料はデータにて事前にお送りしてございます。本日はそちらをご参照いただければと思います。

なお、この協議会は公開となっております。本日、傍聴の方は2名いらっしゃいます。資料や議事録につきましては、後日東京都のホームページに掲載する予定ですので、お含み置きいただければと思います。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

議事の(1)は会長互選でございます。東京都母子保健運営協議会設置要綱第5条の2に基づきまして、会長1名を互選により選出することとなります。

このことにつきまして、どなたかご推薦などございましたら、ご発言をお願いできればと思います。

○岡委員 岡でございますけど、よろしいでしょうか。

○青山事業調整担当課長 岡委員、よろしくお祈いします。

○岡委員 これまでのご経験やご実績からも、また、母子保健の分野に広い見識をお持ちであります加藤則子委員に会長をお引受けいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○青山事業調整担当課長 ありがとうございます。

ただいま岡委員から、会長には加藤委員というご発言を頂戴いたしました。

もしご異議がないようでしたら、そのように決定させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○青山事業調整担当課長 ありがとうございます。

それでは、本協議会の会長は加藤委員ということで決定させていただければと思います。

それでは、加藤会長に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお祈いいたします。

○加藤委員 ご指名ありがとうございます。

これまで、微力ながら母子保健に関わってまいりました。このような立派な協議会のまとめ役というところで、大変光栄であると同時に任の重さを感じております。

大変な未熟者ではございますが、委員の皆様の貴重なご意見を集めて、よい内容にし

てまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

- 青山事業調整担当課長 ありがとうございます。それでは、この後の進行は会長にお願いしたいと思ひます。

加藤会長、よろしくお願ひいたします。

- 加藤会長 本日ですが、次第にもございますように、この後、議事は大きく6点でございます。それぞれ事務局より説明をいただいた後、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思ひます。

それでは、まず、議事の(2)東京都母子保健運営協議会の概要につきまして、事務局から説明をお願ひします。

- 青山事業調整担当課長 それでは、事務局の青山より資料2について、ご説明させていただきます。

こちらの概要、1枚目でございますが、1番の背景でございます。平成9年4月1日に母子保健法等が改正された、住民に近い頻度の高い保健サービスにつきましては原則として市町村に委譲された、そして市町村できめ細かな対応を図ることとされたということでございます。

そのため、国は「母子保健事業指針」を定めまして、その中で都道府県に協議会を設置することとしているというところでございます。

具体的な協議事項は、6番の(1)でございますけれども、東京都における母子保健施策の在り方などでございます。

そうしたことで、本日の会議というところでお願いできればと思ひます。

資料2の説明は以上でございます。

- 加藤会長 ありがとうございます。

続いて、議事の(3)東京都の母子保健水準の動向について、事務局から説明をお願ひいたします。

- 白木課長代理(母子保健調整担当) それでは、資料3になりますけれども、事前にお送りいたしました母子保健事業報告年報、令和3年版の暫定版をごらんください。また、画面共有のほうもさせていただきます。

母子保健調整担当の白木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

この年報ですけれども、区市町村と、あと東京都の保健所に母子保健事業の報告をしていただきまして、それを基に実績をまとめたものになってございます。

令和3年版につきましては、実績の数値は令和2年度、あるいは暦年で令和2年のものが現在把握できる最新のものとして掲載しております。3月に最終版として発行を予定しております。

母子保健水準の動向について、かいつまんでのご説明をさせていただきます。

まず、9ページ、お開きください。

画面共有でもさせていただきますが、表の1で年齢3区分別人口という表がございま

す。左から年次、人口、年少人口、生産年齢人口と並んでございます。

年次の一番下をごらんください。

こちら、令和2年でございますけれども、東京都の人口は1,404万7,594人ということで、前年に比べましておよそ10万人増加をしているという状況です。年齢3区分につきましては、年少人口と老年人口の割合が若干の減少、生産年齢人口が1.1%増加となっております。

続きまして、次の10ページをおめくりください。

表の2の主な人口動態統計になっております。昭和55年から5年ごとと、あと直近3年間の統計ということで、出生数が一番左上にきております。

出生数は令和2年で9万9,661人ということで、前年に比べまして2,157人減少というような形になっております。

一つ置いて下に行きますと合計特殊出生率がありますけれども、こちら、令和2年は1.13ということで、前年に比べて0.02ポイント低下ということになっております。

低出生体重児のデータ、下に続いておりますけれども、こちらについては出生千対、百対の率を見ますと、前年よりも若干の減少となっております。乳児死亡率、新生児死亡率はともに横ばいというような状況でございます。

次が、死産率のデータになってございます。総数につきましては、出生千対20.4ということで、0.3%上昇し、自然の死産率も9.4ということで0.1%上昇している状況でございます。

その下が周産期死亡率、出産千対になっておりますけれども、こちらについては3.0ということで、昨年と同様でございます。

その下の妊娠22週以後の死産率につきましても2.5ということで、昨年と同様でございます。

早期新生児死亡率については、令和2年は0.4ということで、0.1ポイントが前年より低下をしております。

一番最後の行が妊産婦死亡率となっておりますけれども、こちらは、公表はまだでございました。

続きまして、14ページをお開きいただければと思います。

14ページの表5ですけれども、こちら、母の年齢階級別の出生数及び出生総数に占める割合となっております。一番下が令和2年の状況ですけれども、出生の総数に占める割合が一番高いのは30歳から34歳の年代、次いで35から40歳の年代、続いて25から30歳の年代というふうになっております。

次に15ページですけれども、表6に単産一複産別の分娩件数の年次推移ということで、多胎児の分娩件数について掲載してございます。

令和2年、一番下の行ですけれども、複産というところが1,057件ということで、

割合にすると1.1%の分娩が複産というような結果になっておりまして、例年と比べて横ばいというような状況になってございます。

簡単ではございますが、以上でございます

○加藤会長 ありがとうございます。

続いて、議事の(4)区市町村における乳幼児健診等の実施状況について、続けて事務局から説明をお願いいたします。

○白木課長代理(母子保健調整担当) それでは、引き続き、乳幼児健診の状況等についてご説明をさせていただきます。

年報の25ページから58ページまでが令和2年度の区市町村における母子保健事業の実施状況をまとめたものになります。ただ、かなり量がございまして、主な母子保健事業の実施状況については、年次推移等をまとめたページでご説明をさせていただきます。

137ページをお開きください。

画面のほうを出しておりますけれども、一番上の表、こちらは満11周以内の妊娠届率のデータになります。令和2年度は、東京都全体で95.4%で、前年度の93.9%より増えまして、年々増加傾向となっております。

また、その下、2番目の妊婦健康診査の受診率・有所見率に推移については、概ね横ばいとなっております。

次に3番目の乳幼児健康診査の受診率ですけれども、令和2年度については、特に3~4か月健診で低下をしております。そのほかの健診については、ほぼ横ばいの状況でした。

また、4番目の乳幼児健康診査の有所見率ですけれども、こちらも3~4か月健診で低下しております。また、健診に関しては3~4か月健診と3歳児健診の未受診者の状況把握についても集計しておりまして、こちら、39ページをごらんください。

こちらは3~4か月児健康診査の未受診者の状況になります。令和2年度の未受診者の状況把握率が98.9%となっております。

続いて45ページをお願いいたします。45ページです。

こちらは、3歳児健康診査の未受診者の状況になっておりまして、未受診者の把握率が101.7%となっております。100%を超える数値というところなんですけれども、現在の集計方法で、健診未受診者であれば当該年度の健診対象者以外でも当該年度中に状況把握できた場合は計上ということになっているので、100%を超える数値になることがございます。

この点は、昨年度までの評価部会においてご検討いただきまして、令和3年度分の実績報告から改定しておりますので、まとまるのが次年度の今頃という状況になるかと思っております。

続きまして、56ページをごらんください。こちらは、新生児聴覚検査の実施状況に

なります。

東京都では、検査費用の一部公費負担制度を平成31年度から開始しております。まず、表46の初回検査については、実施率が97%でリファー率は0.9%となっております。

その下の確認検査、こちらが実施率88.5%でリファー率が43.1%となっております。

一番下の精密検査については、実施率80.9%、結果の内訳のほうは表のとおりとなっております。

続いて、年次推移のページに戻ってしまうんですけども、138ページをごらんください。妊婦の保健指導状況でございます。

令和2年度の妊婦面接の相談率は、東京都全体で96.7%ということで、前年度の88.4%を上回っております。各区市町村におかれても、全ての妊婦を対象に保健師等の専門職が面接を行うというような自治体が増えておりまして、年々増加傾向になっております。

妊娠中からの面接の実施ということで、要支援者の早期の把握ですとか、産後の支援につなげやすいとか、あと、相談できる窓口とか保健師がいるよということを周知するという、そういう機会にもなっているかと思えます。

最後に、139ページをごらんください。

139ページが、新生児訪問指導の状況になっております。令和2年度の東京都の新生児訪問率が70.4%ということで、前年度の81.3%から大きく減少しております。こちらについては、コロナへの感染不安から家庭訪問を断わる事例も出ているというような話も聞きましたので、そのあたりの影響等もあるように推察されるかなと思っております。

乳幼児健診等の実施状況の説明は、以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

ただいまご説明がありました乳幼児健診等の実施状況等につきましては、本協議会の部会でもあります母子保健事業評価部会でも取り上げられております。部会長であります岡委員から補足していただきたいと思えます。

岡委員、よろしく願いいたします。

○岡委員 ありがとうございます。

先日2月2日にこの運営協議会の下にあります母子保健事業評価部会のほう、参加させていただきました。

ただいまご説明いただきました資料、母子保健事業報告年報暫定版、これは令和2年度の統計についてご説明をいただきました。とうとう10万人を出生数が切ってしまったと、私ちょっと衝撃を受けましたけれども、やむを得ないかなと思えました。

あと、乳幼児健診、あるいは新生児訪問、いろいろご苦労された中で少し下がったも

のもあるといったような報告、それから新生児聴覚スクリーニングについては97%ですか、かなり高い率まで実施されていると、そういったようなご報告を受けて、特に委員からの疑問等もなく評価部会のほうではこれを承認させていただいたということになります。

それから、あと、評価部会のほうでは一つ審議させていただいたのが、東京の母子保健の改定についてということも検討させていただきました。東京の母子保健は、皆様もご存じのように、母子保健従事者のための基礎的なマニュアル、資料集として2年に1回改定いただいているところになりますけれども、前回及び今回の改定の方向性というようなことをご説明をいただき、前回の改定以降の母子保健を巡る社会の動きや制度改正を反映するというので、今回の改定につきましては成育基本法、それから医療的ケア児支援法、それについて追加していくということ。それから、児童福祉法や母子保健法等の一部改正を反映すること。それから、新生児聴覚検査連絡協議会、これはさらに母子保健事業評価部会の下に位置づけられている協議会ですけれども、それに関する項目と評価部会の作業班に位置づけたことを追加すること。それから、国の通知に基づいて産後ケア事業の対象に出産後1年以内と明記すること。それから、とうきょうママパパ応援事業について、新生児コロナウイルス感染症関連事業等を追加すること。それから、新規事業として東京ユースヘルス推進事業、予防的支援推進東京モデル事業、とうきょう子育て応援パートナー事業を追加することなどのご説明をいただきました。

委員のほうでご審議いただいて、そういう方向性でということ承認をいただいたことをご報告させていただきます。

以上となります。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明がありました内容について、委員の皆様方からご質問、ご意見を受け付けたいと思います。ございますでしょうか。

それでは、高品委員、よろしくお願ひします。

○高品委員 発言の機会いただきましてありがとうございます。

歯科のことで、この母子保健事業報告年報を見させていただき、歯科のところ質問というか要望なんです、33ページを見ていただきますと、妊産婦歯科健診の実施状況が載っております。

妊産婦歯科健診、妊婦健診と産婦歯科健診が両方が交ざってというか、合計したもので載っているんですが、今後で構わないんですが、できれば妊婦歯科健診と、実は産婦歯科健診は、都下ではやっているところは2市ぐらいしかございません。特別区のほうはほぼほぼやっているんですが、妊婦健診、産婦健診、どちらかしか受けられないところもあるみたいですが、できれば分けていただかないと実態が分からないのと。

あともう一つ、できれば受診率を、少なくとも妊婦健診に関しては受診率を入れていただかないと、集団でやっているところと個別でやっているところとまちまちですので、

私は日野なんですけど、日野は昔集団だったのが個別になって受診率が3倍か4倍ぐらいに上がっているんですが、それがほかに比べてどのぐらい上がったかは、個別に比べて2、3倍に上がったというのは分かるんですが、そもそもの受診率が全然分からないので、東京都の歯科保健は毎年東京都の歯科保健医療関係の資料集を発行していただいているんですが、それを見ても全く把握できないので、もちろん今後で構いませんので、そこら辺、要望としてよろしく願いいたします。

○加藤会長 ありがとうございます。妊産婦歯科検診の内訳についてですが、事務局、いかがでしょうか。

○青山事業調整担当課長 事務局、青山よりお答えいたします。

ご意見賜りましてありがとうございます。ご要望の件につきましては、いただいたその内容が統計上分けられるか、可能かどうかも含めまして検討させていただければと思います。どうもありがとうございました。

○高品委員 よろしく願いします。

○加藤会長 よろしいでしょうか。すみません。

それでは、ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

また、最後のほうで全体の意見というところもございますので、またそのときにでもご発言できますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続いて議事の(5)です。東京都の母子保健施策について、事務局から説明をお願いいたします。

○杉山課長代理(母子保健連絡調整担当) 私、東京都福祉保健局少子社会対策部母子保健担当で、主にとうきょうママパパ応援事業と出産応援事業の担当課長代理をやっております杉山と申します。本日、よろしく願いいたします。

それでは、私のほうから妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援体制の整備というところで、資料4の子育て世代包括支援センターと、資料5のとうきょうママパパ応援事業の実施状況等について、説明させていただきます。

資料4をごらんいただきまして、まず、子育て世代包括支援センターについてですが、こちら、既に皆様ご存じの方も多いと思いますが、改めまして子育て世代包括支援センターというのは、保健師等を配置して妊産婦の相談に応じ、健診等の母子サービスと地域の支援拠点等の子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援策の策定などを行う機関でございまして、平成29年4月に国のほうが母子保健法を改正いたしまして、子育て世代包括支援センターを法定化したというところでございます。

このときに、国のほうが指針を示しまして、令和2年度末までに全国展開をいたしたというところでございまして、今現在、実施市町村は1,200、そして2,400か所ほどあるというところでございます。

こちらの法定化に加えまして、我々が実施しているとうきょうママパパ応援事業につきましても、令和2年度から子育て世代包括支援センター設置を要件化したというところでございます。

それでは、この資料4の都内における子育て世代包括支援センターの実施状況ということでございまして、こちらは厚生労働省のほうで毎年行っている調査となっております。調査時点は令和3年4月1日となっております。

調査結果といたしましては、記載のとおり、実施自治体数が、令和3年4月1日時点で58区市町村になっておりまして、こちら、実は令和3年度の、我々が実施してママパパ応援事業の実施区市町村と同じになっているというところでございます。

設置数といたしましては181か所、その後、各センターにおける事業開始年度や実施場所、また運営主体というところで、特に直営のほうが多いという結果が出ております。

次ページに行きまして、その後は国庫補助の有無ですとか、子育て世代包括支援センター未実施自治体における状況というところでございまして、残り4自治体となっております。今年度中に実施する予定が1自治体、実施予定だが予定時期は未定というのが2自治体、今のところ実施予定がないというところは1自治体というところになっていまして、主に島しょ地域ですとか多摩地域の奥のほうになっているというところでございます。

やはりこのセンターを実施できない理由といたしましては、我々のほうも調査を含め把握しておりまして、コロナ対応等で、ワクチンを含め対応があるので、事務職員ですとか、専門職の確保が難しいと、マンパワー不足で難しいという回答をいただいているというところでございます。

こちらについては以上になります。

続きまして、資料5、ママパパ応援事業について説明させていただきます。

こちら、資料5-1に関しましては、令和3年度におけるとうきょうママパパ応援事業等の各区市町村さんのメニューごとの取組実施状況となっております。こちら、記載のとおり、東京都では多くの自治体で各メニューを実施できるように、これまでずっと区市町村へ働きかけ、説明会等を含めてやっております。今、令和3年度で既に58自治体が実施しているというところでございます。

こういった形で、この実施状況なんかもオープンにしながら各自治体において取組を広げたいと思っております。

こちら、記載にございますとおり、育児パッケージや利用者支援事業等を含め必須事業のほか、任意事業といたしまして産後ケア事業、またファーストバースデー、産後家事・育児支援、多胎児家庭支援事業など、様々なメニューを設けておりまして、特にこの事業のメニューをやっていただく自治体を今後も増やしていきたいと思っております。そちらが、この資料の下になりますけれども、こちらの大体の区部、市町村合計という

ところで、ここを今後もどんどん増やしていきたいと思っているところでございます。

続きまして、資料5-2に入ります。

こちらが、令和4年度のとうきょうママパパ応援事業の新規拡充について説明させていただきます。

東京都は、平成27年度から「ゆりかご・とうきょう事業」を開始いたしまして、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の整備を進める区市町村を支援しております。令和2年度からは「とうきょうママパパ応援事業」に改名いたしまして、産後の家事・育児支援等を大幅に充実させました。令和3年度につきましては、産後家事・育児支援事業の対象年齢を拡大したり出産や子育てに悩む父親に対する支援を実施しております。先ほどもお伝えしましたが、令和3年度はもう既に58区市町村が実施しているという状況でございます。

続けて、令和4年度に関しましては、こちら記載にありますとおり3点拡充予定でございます。

まずは、バースデーサポートの拡充、そして産後家事・育児支援事業の拡充、そして多胎児家庭支援事業の拡充を予定しているというところでございます。

本日は、お時間もございますので、このペーパーにおいて拡充の概要のみを説明させていただきますが、実際に実施いただく区市町村様には、既に会議体等で説明するなど、丁寧な説明や調整を行っているところでございます。

それでは、令和4年度の拡充内容について、説明させていただきます。こちらの資料の、まず⑤をごらんください。

⑤バースデーサポートでございます。こちら、令和2年度から開始したものでございますが、来年度拡充を予定しておりまして、もともとファーストバースデーサポートとして、ちょうどこの3～4か月健診と1歳6か月健診の法定健診の間にある1歳の誕生日前後に育児パッケージとアンケートの実施によって行政との関わりとつながりを持ってもらうという狙いで始めた事業でございますが、令和4年に関しましては、こちらを要件緩和といたしまして、1歳または2歳、同じようにこの健診の間が空く2歳のほうでも実施できるような形で、自治体ごとに選択できるという形で緩和したというところでございます。

また、同様に交流会の開催ということで、新たにこちらを支援していこうと思っております。全ての対象家庭に開催案内を送付いただいたり、アンケートによる状況把握をいただければ、そちらの交流会経費も我々のほうで補助するというものになっております。

続けて、⑥産後家事・育児支援事業、こちらの拡充について説明いたします。

こちら令和2年度から開始しているメニューでございまして、1点目が家事育児サポーターの絵本活用を促進ということでございまして、こちらは補助対象経費のほうにサポーターが実際にご家庭に入って活用していただく絵本の購入費を補助するというも

のでございます。

もう一点の拡充内容といたしましては、家事支援用品の購入支援というところがございます。来年度新規でございますけれども、1年間の時限事業と考えておりました、中身といたしましては、1歳または2歳の子供を育てる対象家庭に対して、コロナ禍で家事育児サポーターの利用が困難な場合に限りまして、その補完として時短スマート家電の購入に充てられるよう、家電量販店の商品券等を配布いただくというメニューをメニュー化したというところがございます。

拡充内容の3点目でございます。

⑦多胎児家庭支援事業というところがございます。こちら令和2年度から始めておりました、先ほどお話ししたとおり、家事育児サポーターを派遣した場合の絵本活用を促進するということと、もう一点、多胎妊婦健康診査加算というところがございます。単体よりも多く生じる健診費用を、こちらのメニューで補助するというところがございます。

拡充内容としては以上となっております。

なお、このとうきょうママパパ応援事業につきましては、都のほうで構築はしておりますけれども、実施については本当に区市町村様のご協力あつての事業でございますので、引き続き、この本拡充内容を含めまして、区市町村が取り組みやすいように丁寧に説明してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○加藤会長 それでは、引き続き、都が実施する各種母子保健事業、相談事業等というところでご説明お願いできますでしょうか。

○白木課長代理（母子保健調整担当） それでは、白木からご説明いたします。

資料の6になります。都が実施する各種母子保健事業、こちらをごらんください。

まず、1の相談事業ですけれども、生涯を通じた女性の健康支援事業ということで、こちらにありますような相談事業を実施しております。一つが、上から妊娠相談ほっとラインでございます。これは妊娠、出産に関する様々な悩みについて、電話とかメールで専門職が相談に応じるものがございます。

相談件数は、令和2年度は4,685件ということで、令和3年度につきましては、昨年12月末までで3,113件でした。ちなみに、令和元年度は4,124件ということで、前年度より261件上昇しております。年々増加傾向でございます。

次にLINEチャットボット妊娠したかも相談@東京です。これは、LINEによるチャットボット対応で、若い方向けに分かりやすくタイムリーな相談に応じるというもので、情報提供という形で、令和2年11月に開設しております。友だち登録数は掲載のようになっております。

次に、女性のための健康ホットラインですけれども、これは思春期から更年期にいたる女性を対象に、様々なご相談について電話とかメールでご相談に応じております。

次に、不妊・不育ホットラインです。こちら、不妊とか不育症に関する悩みにつきまして、ピアカウンセラー等が相談に応じる事業でございます。

次に、妊産婦向けオンライン相談ですけれども、これは妊産婦が抱える不安に寄り添った対応をするということで、助産師による予約制のオンライン相談を実施しております。令和3年1月から事業開始となっております。

それから、次に子供の健康相談室（小児救急相談）、通称＃8000でございますが、これは子供の健康に関する様々な不安とか悩みを電話で気軽にご相談していただいて、小児救急医療に関する初期段階で安心を確保するという目的で実施しております。

それから、SIDS等の電話相談を実施しております。これは乳幼児突然死症候群をはじめに、そのほかのご病気とか事故・流産・死産などで赤ちゃんを亡くされたご家族の精神的な支援を目的に保健師または助産師、加えて同じ体験をしたご家族の方が電話で相談に応じるというものでございます。

以上が相談事業になります。

次に、2になります。人材育成の取組です。こちら、ご説明いたします。

まず、母子保健研修ですけれども、これは区市町村、医療機関、東京都などの母子保健従事者向けにいろいろなテーマで母子保健に関する専門的な知識とか、技術をお伝えして、母子保健事業の一層の充実を図るということを目的として行っております。

次が、児童虐待対応研修になります。これは、都内医療機関の医師、歯科医師、それから助産師、看護師、ソーシャルワーカーとか、児童相談所の職員などを対象に行っております。医療機関における虐待対応の向上を目的として開催しております。令和3年度の研修実績につきましては、ちょっと飛んで次の次のページになるんですけども、研修実績を掲載してございます。

令和3年度につきましては、新型コロナの蔓延状況を踏まえまして、全て申込者の方のみが期間限定でYouTubeを視聴できるというオンラインの限定配信という形で開催しております。母子保健研修、児童虐待対応研修ともに、集合形式ですと人数制限等の必要がございましたけれども、その枠がなくなりますので、受講者数が例年よりも伸びております。とりわけ、児童虐待対応研修につきましては、受講者数の内訳にありますように医師の受講者数が例年よりも多くなっております。

研修については以上でございます。

また、すみません、資料6の2ページ目にお戻りいただいて3の普及啓発になります。

こちら、1点目が生涯を通じた女性の健康支援事業というもので、20代を中心とした若い世代の男女の妊娠適齢期などの普及啓発を行っております。webサイト運営と、あとリーフレット作成等を行い、区市町村にご活用いただいているほか、成人式で配布するというような取組を行っております。

2段目になりますけれども、妊娠・出産を希望する方とそのパートナーの方が必要な情報を得やすくするために、情報を一元化したポータルサイトである「東京都妊活課」

を公開してございます。

続きまして、3段目が妊婦に対して、早期の医療機関の受診と妊娠の届出、あと定期的な妊婦健診の受診を促すというものでございまして、インターネットの広告による妊娠相談ほっとラインの広報とか案内カードの配布等を行ってございます。

次の4段目が相談事業のところで触れましたけれども、LINEチャットボット「妊娠したかも相談@東京」の普及啓発の強化ということで、高校とか大学、ネットカフェなどを対象にした普及啓発カードの配布、それからインターネット広告から相談機能へスムーズに誘導するような取組、そういったことを行っております。

それから、次のTOKYO子育て情報サービスですけれども、これはインターネットで子育て情報を提供するサービスでございます。

次が、4の助成事業になります。

こちらは体外受精とか、顕微授精等の特定不妊治療に要する費用の一部の助成とか、不妊検査及び一般不妊治療に要する費用の一部助成、それから不育症検査に関する費用の一部の助成等を行っております。

資料6については、以上になります。

続いて、資料7、そちらをごらんいただければと思います。資料7でございます。

ライフステージに応じた健康相談等になっております。資料7ですが、今、お伝えしました相談事業につきまして、まず上のほうで妊娠をキーにしたステージ、それからその下に主なターゲット層を記載してございまして、各段階に応じた相談事業を実施しております。

かいつまんでご説明いたしますが、左側にR4新規、また左の下のほうにR4充実とございますけれども、こちら、後ほど令和4年度の予算案についてお伝えをいたしますので、そこでご説明をする形となります。

先ほど触れていなかった部分で、真ん中のほうに不妊不育ホットライン、R4充実とございます。こちらにありますように、毎週火曜日に19時までに時間延長ということと、月一回の土曜相談を開始いたします。

それから、また右側に妊娠相談ほっとラインがございましてけれども、継続的な支援が必要な特定妊婦の方等につきましては、区市町村への引継ぎを従来から行っております。情報を受けた区市町村のほうでは妊婦さんに連絡をしたりとか、面接の機会を持つとか、非常に支援につながる取組を行っております。

ただ、なかなか区市町村の支援につながりにくい方がいるという現実もございまして、予期しない妊娠ですとか、経済的な困窮とか、社会的な孤立であったり、DVとか、様々な背景があることがございます。そういった方で、特に個人情報が少ないで、区市町村に引継ぎが困難という方については、東京都のほうでNPOに委託する形で受診ができない方を受診につなげるとか、区市町村につなげるまでの支援を行うという特定妊婦同行等支援といったことをやっております。

また、右下の助産師相談につきましてはR4充実とございますけれども、令和3年12月から訪問と電話相談を開始しております。

相談事業その他につきましては、東京都が実施するものについての説明は以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは、続いて議事の(6)新型コロナウイルス感染症関係事業について、こちら、事務局から説明をお願いいたします。

○渡邊課長代理(母子保健担当) 私、母子保健担当の渡邊と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、資料8-1をごらんください。

こちらで、分娩前ウイルス検査費の助成事業と寄り添い型支援のスキームについてご説明させていただきます。

東京都では、令和2年9月より妊婦さんの不安を解消するため、新型コロナウイルスの症状がない妊婦さんにつきましてウイルス検査を行っております。対象は分娩前の妊婦さんを対象としておりまして、検査の時期は概ね妊娠36週を想定しております。

妊婦さんには、まずかかりつけ医の先生に検査を受けたいというときにご相談いただいて、かかりつけの病院で検査ができる方はそのまま自院で検査をしていただきまして、難しい方は東京都が持っている調整窓口でほかの医療機関、産婦人科や婦人科の医療機関で検査をしていただくという体制を取っております。

助成額は2万円を上限としております。医療機関の窓口で実際にかかった費用から2万円を差し引いた金額をお支払いいただいて、私どもは医療機関のほうに費用をお支払いするという形でやっております。

陽性になった方は通常の方と同様に保健所に発生届が出されますので、その中で希望する方については寄り添い型支援という形で妊婦さんに寄り添う相談事業を実施しております。

資料8については、以上でございます。

続きまして、資料8-2をごらんください。助産師による相談でございます。

私ども、令和3年1月から助産師会のほうに委託をしまして、オンライン相談を実施してきております。コロナ禍において、事業を始めた当時、いろいろな状況がありまして、妊産婦さんが非常に気をつけているので外出したくてもなかなか外出を躊躇するとか、そういった状況がありまして、オンラインでしたら対面でも相談ができるということで、令和3年1月に開始をいたしました。

その後、昨年の夏にコロナの感染症が一時かなり拡大しまして、落ち着いた秋口に再度感染が拡大するという場合にも備えまして、相談支援を拡充いたしました。12月から訪問や電話によるご相談も受けるような形を取っております。

訪問や電話は、特にコロナが長期化しておりますので、妊婦さんの不安も多様化して

いるということで、そういう方のご相談を特にお待ちしておりますということで、ご案内をしております。専用の受付サイトを設けておりまして、希望する方はそちらで申し込んでいただいて、予約を取っていただいております。

助産師相談については、以上でございます。

○加藤会長 それでは、続けてお願いします。

○杉山課長代理（母子保健連絡調整担当） 続きまして、私のほうから東京都出産応援事業について、説明させていただきます。

こちら、このリーフレットにも記載のとおり、本事業につきましてはコロナ禍において子供を産み育てる家庭を社会全体で応援・後押しするために、10万円分の育児用品・子育て支援サービスを提供する事業でございます。

ただこちら、10万円分の用品やサービスを提供するというだけではなく、同時に登録時に対象者へアンケートを実施して、子育て家庭のニーズを把握するとともに、子育て支援情報一覧の提供、掲載を行っているというところでございます。

対象家庭といたしましては、令和3年1月1日から令和5年3月31日までの間に出産した方というところでございまして、令和3年度、令和4年度事業の2か年事業になっているというところでございます。

利用の流れといたしましては、こちらの記載と、あと下のほうにあるチャート図のほうにございますとおり、こういった形で、こういった専用のIDを記載したカードをお住まいの区市町村を通じて配布いたしまして、そこから対象者には専用webサイトへアクセスしていただいて、商品を申し込んでいただいて、商品を提供するというところでございます。

なお、実際、このカードにつきましては、12月現在で既に9万人へ配布しているというところでございます。

商品例としましては、こちら記載のとおり、様々な商品を用意しておりまして、特に700点以上の商品を用意しておりまして、サイト内にも利用者に向けて毎月アンケートを取っておりまして、そこからアンケートを基に商品を追加するなど、充実しているというところでございます。

こちらの商品につきましては、都のホームページのほうにも電子カタログとして掲載しているところでございます。

こちらの事業につきましても、ママパパ応援事業と同様に来年度につきましても丁寧に区市町村のほうには協力依頼、説明をしているというところでございます。

私からは以上でございます。

○白木課長代理（母子保健調整担当） 続きまして、母子保健事業実施状況調査ということで、ご説明いたします。

資料9をごらんください。こちら、まとめになっております。

こちらの調査ですけれども、昨年9月に実施をさせていただきました。調査対象期

間は令和3年4月から8月末までとしておりまして、その間の母子保健事業の実施状況に関する調査ということになります。また、各回答欄にその他という選択肢がありますがけれども、こちらにつきましては補足説明がある場合の記載欄ともさせていただいておりますので、そのことを先にちょっとお伝えをさせていただきます。

それでは、調査結果について、簡単にご説明いたします。

まず、問1の妊娠期の支援状況として、妊娠届出時の面接状況ですけれども、棒グラフの青色でお示ししておりますとおり、通常どおり実施という自治体がほとんどでございました。ただ、補足のほうを記載してございますけれども、コロナの感染不安とか、体調不良、里帰りなどの理由で来所が困難だというような場合は電話対応とするとか、工夫して実施をされていらっしかったです。

その他、工夫としましては、面接のオンライン対応が上げられておりまして、課題に感じていることとしては、母の孤立とか、感染不安から非接触のニーズがあるけれども、オンライン環境の整備等が難しい、保健師がコロナ対応を優先とならざるを得ないというようなことが上げられておりました。

続きまして、問2、産後の育児支援状況になります。

こちらですけれども、新生児訪問についても棒グラフの青色でお示ししておりますとおり、通常どおりの実施というところがほとんどでした。また、その際には事前にアンケートを送付して、滞在する時間を短くするといった工夫がなされておりました。

なお、コロナなどの感染不安とか、夫がテレワークになって在宅しているからというような理由で訪問を拒否するご家庭、そのあたりは保健センターへ逆に来ていただくとか、電話対応に切り替えるとか、そういった実施をされていらっしかったです。

乳幼児健診については、1回の受入れ人数を減らして年間の実施回数を増やすとか、そういう対応がほとんどで、一時的に個別健診に切り替えられた自治体は少ない状況でございました。

なお、乳幼児健診未受診者対応につきましては、通常のとおりの実施に加えまして、電話対応を強化して取り組まれたという自治体もございました。

育児学級についてですけれども、こちら、母親学級と両親学級を統合したり、動画配信をするというような工夫で対応されていらっしかったです。

育児不安の強いお母さん等のハイリスクを対象とした個別相談につきましては、感染対策を徹底した上で通常どおり実施しているという自治体がほとんどでございましたけれども、中には訪問とか、オンラインでの対応に切り替えたという自治体もございました。

ハイリスクを対象としたグループ支援、こちらにつきましては、孤立対策の観点からも人数制限とか、感染対策を徹底した上で実施しているという自治体が多い結果となっております。

次のページに移りますけれども、産後の育児支援状況の続きとなります。

補足のもはちょっと先ほどお伝えしておりますので、右側の工夫していることとしまして、孤立化しやすいので、小集団で実施していることや、父のテレワーク増加に伴って父親支援について模索している。健診の一部個別化に伴い、未受診者などのフォローやチェック体制を強化しているといった取組の声がありました。

課題に感じていることについては、母子の孤立、それから新生児訪問拒否とか、父のテレワークによる影響への対応、感染対策から事業を縮小せざるを得なくて、母子の実情が見えにくくなったことなどが上がっております。

問3については、産後の育児支援におけるとうきょうママパパ応援事業の実施状況について伺っております。

問1と問2に比べまして、回答数が少なくなっておりますけれども、こちらに関しましては、全自治体が事業を実施していない状況ということもありまして、数がちょっと異なっております。

産前・産後サポート事業ですけれども、アウトリーチ型は電話相談に切り替える対応とした自治体もございましたけれども、概ね通常どおりの実施でございます。

通所型については、感染対策の観点から中止の判断をされた自治体もありました。

産後ケア事業につきましては、事業者の感染症対策を強化した上で、通常どおり実施しているというところがほとんどでございました。

その理由としては、コロナ禍で母子が孤立しやすいためという回答が多くて、事業を利用されていない方でも必要性をアセスメントした上で、利用促進の働きかけをしているという状況がありました。

一番右の多胎児家庭支援事業ですけれども、こちらにおいても、多胎児家庭はハイリスク要因の一つでもあるという観点から、感染対策を徹底の上、通常どおりの実施に取り組まれていました。

課題に感じていることとしては、産後の育児支援においては感染不安の強い妊産婦さんは支援開始のタイミングを逃しやすかったり、感染症対策を強化しながらの事業運営も難しいという回答がございました。

調査結果の概要でございますが、以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、議事の(7)令和4年度予算案につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○渡邊課長代理(母子保健担当) それでは、資料10-1をごらんください。令和4年度東京都予算案の概要からの抜粋でございます。

母子保健に係る主要事業をこちらのページに掲載しております。この中で、当課が所管する事業について、順にご紹介をさせていただきます。

一旦、資料飛びますが、令和4年度新規事業のとうきょう子育て応援パートナー事業について、担当のほうからご説明をさせていただきたいので資料10-2をごらんくだ

さい。

○安原統括課長代理（子育て事業担当） 家庭支援課子育て事業担当の安原と申します。

それでは、私のほうからとうきょう子育て応援パートナー事業についてご説明させていただきます。

こちら目的のほうをごらんいただきまして、妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする「とうきょう子育て応援パートナー制度」を創設し、安心して子育てができる環境を整備するというものになっております。

事業内容は大きく二つになっております。検討ワーキングの開催と人材育成です。

検討ワーキングの開催につきましては、有識者の方も含めて本事業について検討していきたいと考えております。検討内容としましては、基盤の整備として、子育て・母子部門の連携の仕組みづくりですとか、あとこの制度を担う人材の役割、必要なスキル、支援対象、また必要な人員体制等について検討していく予定です。また、支援が必要な妊婦の共通アセスメント基準や支援プランの作成の方法を考えております。支援に必要な在宅支援サービスの調査についても予定しております。

続いて人材育成についてですが、これについてはワーキングで検討します制度を担う人材の役割や必要なスキルに基づいて、養成プログラムを作成して人材育成していきたいと考えております。プログラムにつきましては、保護者と関係性を構築するための面接技術の習得ですとか、当事者性の理解についてなどを想定しております。

今後のスケジュールにつきましては記載のとおりです。

検討ワーキングについては、来年度4月から来年度中に7回を予定しております。養成プログラムについてはワーキングで制度を担う人材の役割や必要なスキルを検討した後に8月頃から作成を開始する予定にしております。

まずは来年度の新規事業のご紹介ということでご説明させていただきました。現在、区市町村の各関係課長会等でご説明させていただいているところです。今後また必要に応じて情報提供させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡邊課長代理（母子保健担当） 続きまして、東京ユースヘルスケア推進事業についてご説明させていただきます。

資料10-3をごらんください。

本事業の背景ですが、国の動向として成育医療等基本方針に「プレコンセプションケア」について盛り込まれているというところがございます。これまでの構想理念における東京都の取組ですが、普及啓発や相談事業のほか、区市町村補助事業として思春期から更年期までの母性保健向上事業というものを実施してきております。これが現在の取組です。

これに加えまして、令和4年度の取組については資料の真ん中から下のところですが、内容として二つの柱で考えております。

一つは東京都が医療法人やNPO法人ですとか委託をしまして実施するモデル事業を

考えております。内容は、中高生などの思春期特有の健康上の悩みですとか、妊娠を考える男女を対象とした健康管理などについて、相談の実施方法や医療機関との連携、受診支援の在り方を検討するというもので、令和4年度の上半期に有識者や医療機関から意見聴取をいたしまして、上半期に向けてモデル事業の実施を検討してまいります。

二つ目の柱が区市町村への支援でございます。先ほど申しました思春期から更年期までの母性保健向上事業を拡充いたしまして、令和4年度からの3年間につきましては思春期等における健康相談や妊娠適齢期の悩みや婦人科疾患などの相談事業を行っていただく場合は補助率を10分の10に拡充をしていく予定でございます。

資料が行ったり来たりで申し訳ないんですけども、10-1にお戻りいただきまして、東京ユースヘルスケア推進事業の下に、教育庁の事業として都立高校等での生涯の健康に関する理解促進及び教育等への支援が計上されております。この点線の中に書いてございますように、東京都ユースヘルスケア推進事業と連携をして実施をしていく予定でございます。

それから次に卵子凍結に関する取組についてです。

女性が自らのライフプランについて、適切な選択が行えるように、近年社会的関心が高まっている卵子凍結について正しい知識の普及啓発を行う予定でございます。

次のページに進んでいただきまして、とうきょうママパパ応援事業は先ほどご説明をいたしましたので割愛させていただきます。

その下のチャットボットによる子育て支援情報の発信ですとか、今期の施策についてはほかの課の事業となりますので割愛をさせていただきます。

次に、予防のための子供の死亡検証（CDR）についてです。

資料10-4をごらんください。

概要でございますが、子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関が連携しながら社会的背景や環境要因などを分析・検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡を減らすことを目的としております。

国は令和2年度からモデル事業を実施しておりまして、昨年度は7自治体が行っております。今年度はそのモデル事業で得られたデータの集約ですとか検証への技術的支援などを実施しまして、CDRの制度化へ向けた検討をしております。令和4年度は東京都においてもCDR実施体制の構築に向けた検討を開始いたします。関係機関に対してもCDRを行うに当たっての死亡情報収集や調査方法などの課題についてのヒアリング、それからモデル事業実施自治体の状況調査などを行いまして、その結果を踏まえて東京都のCDRの取組について検討するための会議も開催する予定でございます。

令和4年度の予算案について、ご説明は以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

大変盛りだくさんの内容をご説明いただきました。また大変充実したサービスについて、触れていただきました。またコロナ禍での様々なご努力について、いろいろご説明

がございましたが、こういった内容につきまして、委員の皆様からのご質問やご意見、
ございますでしょうか。

いかがでしょうか。

- 清水委員 よろしいでしょうか。
- 加藤会長 よろしく願いいたします。
- 清水委員 清水でございます。
- 加藤会長 清水委員、よろしく願いいたします。
- 清水委員 丁寧なご説明、ありがとうございます。

今回、いろいろと事業が新しく企画されているんですが、資料5-2のとうきょうママ
パパ応援事業について1点質問させていただきます。

評価部会の際に質問すればよかったんですが、ちょっと今気になりましたので、こ
ちらの丸三つ目にあります産前・産後サポートを拡充し、出産や子育てに悩む父親に対
する支援を実施し、子育て世帯を更に応援というふうに記述されているんですが、本当
に充実してきたなと思いながら説明を聞かせていただいたんですが、ただ父親に対する
支援の強化がどれに当たるのかというのがちょっとご説明からでは読み取れなかったも
のですから、補足をしていただけますとありがたいです。

- 杉山課長代理（母子保健連絡調整担当） 失礼いたしました。

今お話のあったこの父親に対する支援につきましては、③の産前・産後サポート事業
というピアサポート、ピアの子育て経験のある父親様同士で集まっていたりです
とか相談支援をしていただくという事業になっております。この③の中にメニュー化さ
れたというところがございます。

- 清水委員 ありがとうございます。

この③の中に事業化されたということなんですが、これらについての一般市民の方へ
の周知方法とかは、どのようにされるご予定でしょうか。

- 杉山課長代理（母子保健連絡調整担当） こちらママパパ応援事業自体が区市町村が実
施主体となっております、区市町村さんのほうでこの産前・産後サポートの中の父親
支援のようなことをやっていただいたら、国と東京都のほうで同じような補助していく
というものになっておりますので、周知につきましては、実施していただいている区市
町村のほうで既にやっているものものございますし、逆に我々東京都がこの産前・産後
サポートをメニュー化することによってこれから新たに実施していただくということが
ございますので、周知については区市町村さんのほうでやっていただいているというと
ころでございます。

- 清水委員 よく分かりました。ありがとうございます。

恐らく市民から見ると、いろんな支援サービスはあってもその情報がなかなか届きに
くいというのが現状の課題の一つかなというふうに思います。この事業の説明を各自治
体にされるときに、ぜひせつかく事業化したものを多くの方に利用していただくための

情報提供の強化というところも含めてご説明いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○杉山課長代理（母子保健連絡調整担当） 了解いたしました。ありがとうございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

たくさんサービスが提供されていても、実際に住民がそれを知らずにいて、利用しないままであるというところは大変よく聞く話でございますね。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、植原委員、よろしくお願いいたします。

○植原委員 池袋保健所の植原です。

助産師によるオンラインでの相談についてご質問します。

こちらの事業については、区のホームページでも周知しているところがございますが、実際実績はどのくらい相談が挙がっているのかということと、自治体、区市町村との保健センターなりと連携して対応したことがあるのか。そこら辺、分かったら教えていただきたいと思います。

○渡邊課長代理（母子保健担当） ご質問ありがとうございます。

令和2年度の1月から3月の相談なんですけれども、355件の相談が入っております。あと令和3年度につきましては、1月までで1,450件ご相談をいただいております。

それと区市町村様との連携ということなんですけれども、相談を受けている中で非常に心配、育児不安が強いですとか、お子さんに当たってしまう、例えば虐待のリスクがあるですとか、そういったご相談につきましては、一旦東京都のほうに速やかにご報告をいただいて、それでお住まいの区市町村様のほうに情報提供していただいて、継続的な支援が必要と思われる方については情報提供していただいて関わっていただくような、そうした事業運用をしております。

以上、回答になっておりますでしょうか。

○植原委員 ありがとうございます。非常に多くの方が相談実績挙がっていることを聞いて感心しました。今後ともよろしくお願いいたします。

○渡邊課長代理（母子保健担当） ありがとうございます。

○加藤会長 ありがとうございました。

谷垣委員からご質問、お手が挙がっていると思いますが、谷垣委員よろしくお願いいたします。

○谷垣委員 ありがとうございます。

私もこの相談事業のことについて、ご質問させてください。

非常にありがたい事業をやっていただいていると思うんですけれども、今、市町村のほうにフィードバックをされているということなんですけれども、私産科医のほうから見る

と、こういった相談がありましたということを経済機関のほうに戻していただけると非常にいいのかなと思うんですけど、そういうことはなさっているのかどうかお伺いしたくて質問させていただきました。

○渡邊課長代理（母子保健担当） ご質問ありがとうございます。

今の運用として医療機関様のほうに情報をお伝えするということはしていません。

○谷垣委員 そうなんですね。ぜひ、恐らく母親学級等も中止しているところが多いですし、ご不安のある方は非常に多いと思うんですけども、なかなか個々に対応すると件数からいって大変だとは思いますが、ぜひ医療機関のほうに情報を教えていただけると、また質の高いものになるかと思えます。よろしく願いいたします。

○渡邊課長代理（母子保健担当） 先生がおっしゃっているのは、不安ですとか支援が必要な妊婦さんを医療機関としても把握して、ケアをしていただけると、そういう趣旨でございますか。

○谷垣委員 そうですね。あとは単純に何かトラブルを抱えている人でもいいんですけども、僕らのほうに回ってきていない何か情報があるのであれば教えていただけると非常に助かるなと思った次第です。

○渡邊課長代理（母子保健担当） ご意見ありがとうございます。そこは相談、実施機関として個人情報の取扱いですとか整理すべきことですか、それがちょっと可能なのかということも、すみません、この場ですぐに回答できないので。

ご意見ありがとうございます。検討させていただきたいと思えます。

○谷垣委員 了解です。よろしく願いいたします。

○青山事業調整担当課長 すみません。事務局の青山です。

今の話ですけれども、今事務局からお答え差し上げましたけど、確かに個人情報の話もあるんですけれども、少なくとも妊婦さんからの相談で、特定妊婦に当たるような方々につきましては、区市町村さんの要保護児童対策地域協議会で確認させていただくところというところで、またそこは区市町村さんを中心とした情報共有というのは医療機関さんにも差し上げることはあるのかなというふうに考えております。いずれにしても、ご意見ありがとうございます。

○加藤会長 ありがとうございます。要対協に医療機関がたくさん入ってくださるとまた連携といいますか、円滑に運用できるかなというような気もいたしますが、いろいろご議論ありがとうございます。

谷垣委員、いかがでしょうか。

○谷垣委員 ありがとうございます。

非常に確かに情報が回ってくるか来ないかってすごく大事なので、そういう点でも今の意見はすごくありがたいと思えます。ありがとうございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、見逃しているといけませんので、もし忘れていたらご発声いただけますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、また全体的な質問のところでもまた追加してくださることができると思いますので、次に報告事項のほうに移りたいと思います。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○工藤課長代理（地域連携担当） 家庭支援課の工藤と申します。本日はお時間いただきましてありがとうございます。

私のほうからは、児童虐待の死亡事例と検証部会の報告書につきまして報告させていただきます。

資料は参考資料の2-1、2-2でございます。

2-2の概要版のほうで説明させていただければと思いますのでごらんください。

東京都では児童福祉審議会の下に児童虐待死亡事例等検証部会という部会が常設されておりまして、基本的には前年度に行った重大な児童虐待事例について検証していただいているところです。今回は令和元年度に発生いたしました事例の検証報告書を昨年11月25日に公表いたしましたので、概要を説明させていただきます。

元年度に発生した虐待事例等は17事例、子供の数は18人で行いました。この全てにつきまして調査票による分析・検証を行い、また都や区市町村の関与があった5事例につきましてはヒアリングを行い課題及び改善策の検討をしております。

概要版の中ほど大きな2番なんですけれども、まず調査票による分析の結果でございます。丸の三つ目、子供の年齢ですけれども、乳児が12人、幼児が3人、小、中、高校生がそれぞれ1人でした。乳児の割合が67%と非常に高くなっておりまして、さらにその中でも0歳0か月が8人と大きな割合を占めております。この0歳0か月の8人につきましては、全ての事例について東京都や区市町村、関係機関の関与はございませんでした。

部会におきましては、区市町村は妊娠期のうちに出産や育児に関する知識や経験が得られないまま出産に至るおそれのある妊婦の把握に努め、支援体制を整えるとともに、必要に応じて都も協働して対応する必要があること。また、東京都は都民に対してそうした心配な妊婦さんを見かけた場合にどこに相談すればいいのか、そういったことを周知して、相談することで必要な支援につながることを普及啓発していく必要があるとご意見をいただいているところです。

続きまして、大きな3番です。

お時間も限られておりますので、都または区市町村の関与があった事例のうち、保健機関が深く関わっていた事例ですとか関わりが求められた事例につきまして簡単に概要を説明いたします。

まず、2ページから3ページにかけての事例3でございます。

こちらは特定妊婦として母の妊娠期から保健機関と子家センが関与しておりましたが、

本児が出生後死亡した事例でございます。子家センが既に保健機関が関わっていたことから、子家としての虐待ケースに対する方針を立てていなかったこと、保健機関につきましては母が拒否的な態度を取っておりまして関係性を築けていなかったんですけども、その後の対応を検討しなかったことを課題として指摘されております。これに対しまして子家センと保健機関は、母に会えないことの危険性とそれぞれの役割を認識しつつ、保健機関と母との関係を踏まえた対応を協働して行うべきであるのご意見をいただいております。

続きまして、事例4でございます。

本家庭で両親がけんかして母が家出、父が仕事をしながら乳児である本児を養育しておりました。その中で父が朝目を覚ますと本児がうつぶせになっておりまして、死亡していたという事例でございます。

4ページ目、子家センの対応についてです。母が家出した後、本家庭は父子のみの生活となっております。父は一時保護を拒むなど、自分で養育できると、そういった主張だったんですけども、生後間もない乳児である、この本児は生後間もなかったことを踏まえて、そのリスクを踏まえて早急に保健機関を含めた関係機関でリスクを共有すべきだった。昼間は仕事、夜は睡眠時間を割いて単身で養育する、そういった負担感ですとか、周りの支援状況を含めて父をアセスメントする必要があった。母が不在の期間を考慮してどのような社会資源を入れていくべきか検討、提案し、在宅援助が可能かどうかの判断を行うことが必要であるご指摘をいただいております。

最後に、事例5でございます。

出産前から様々な機関が特定妊婦として関わっておりましたが、本児出生後に母子生活支援施設に母子が入所した後、本児が遺体で見つかった事例でございます。

子家セン、保健機関、福祉事務所につきましては、関係機関全体で母のアセスメントや今後の方針を共有、役割分担すること、まためくっていただきまして5ページなんですけれども、施設入所後は各機関とも母子との関係が希薄になっていたことから、入所後もそれまで支援していた機関が定期的に施設を訪問して、必要に応じて施設につなげることが求められると。そのためにも施設を含めて要対協、個別ケース検討会議を行って情報共有と支援の役割分担が必要というふうにご指摘をいただいております。

お時間の関係もございまして、読み上げは全ては割愛させていただいたんですけども、そのほかの事例につきましてもお目通しいただけますと幸いです。こちらの報告書をいただきまして、東京都としましては児童相談所や区市町村の様々な機関に周知させていただきますとともに研修を行っているところでございます。

今後とも報告書をしっかり踏まえまして、児童虐待死亡ゼロを目指して取り組んでいきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○渡邊課長代理（母子保健担当） 続きまして、参考資料の3のほうでご説明をさせてい

たきます。

母子保健事業のガイドライン改訂についてでございます。

東京都では平成18年度に「母子保健事業のガイドライン」を策定しておりまして、支援を要する家庭の早期発見・予防を行うため、母子保健事業の強化と活用の方策ですとか、多職種・他機関が連携していくための方策を示してまいりました。

その後、母子保健事業を取り巻く環境が大きく変化をしております。母子保健法等が改正されまして、母子保健施策が、児童虐待の発生予防や早期発見に資するものである旨、母子保健法に明記されたほか、乳幼児健診未受診者への対応や、保健福祉サービスなどを受けていない家庭など虐待リスクが高い家庭への対応など、母子保健施策を通じた児童虐待防止対策が推進されております。

また乳幼児の支援に重要な役割を果たす母子保健部門には児童福祉部門との緊密な連携が求められておりまして、こうしたテーマについても掘り下げて盛り込むというところで改訂をしてまいりたいと考えております。

改訂は来年度末に向けて進めていくんですけれども、先日1月26日に第1回の検討を開催いたしまして、有識者や区市町村の委員の方などと前回策定後の状況変化ですとか、改訂に当たって盛り込む事項について意見交換をまいりました。いただいたご意見を参考にしながら第2回以降に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。あと、基礎調査も4月から6月にかけて予定しておりまして、そちらの調査で聞くべき事項についても第1回の検討会でご意見をいただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

来年度のスケジュール、あとそれから検討会の委員構成は資料に記載をしております。有識者の方は、本日この協議会でもご協力いただいている松田先生と、ご欠席ですが秋山先生にもご協力をいただいております。

ガイドラインの関係については、説明は以上でございます。

○矢崎課長代理（子育て事業調整担当） 続きます。私、子育て事業調整担当の矢崎と申します。

私からは予防的支援推進とうきょうモデル事業についてご説明させていただきます。

参考資料の4をごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

まず、本事業の背景といたしましては、令和2年12月に出されました児童福祉審議会による提言、「新たな児童相談のあり方について」の中で予防的支援の必要性について取り上げられたものでございます。

虐待通告を受けてから支援を開始する対症療法的な対応だけでは、増加の一途をたどっている事態の改善を図ることは困難であり、予防にまで至っていないということ。そのため、支援の必要な家庭をできるだけ早期に支援につなげ、虐待の未然防止を抜本的に強化する予防的支援モデルの確立が重要であり、モデル自治体に支援チームを設置し、支援の効果分析やエビデンスを蓄積して確立していこうという取組でございます。

次に概要でございます。

期間は令和3年度から5年度の3か年、家庭訪問等による積極的なアウトリーチによって、子育て家庭と信頼関係を構築しながら、家庭のニーズやリスク要因を早期に把握し、適切に支援するということでございます。

自治体は4自治体を指定しておりまして、墨田区さん、大田区さん、渋谷区さん、調布市さんに現在一緒に取り組んでいただいているところでございます。このそれぞれの自治体、具体的には子供家庭支援センターになりますけれども、ここに予防的支援チームを設置いたしまして、その人員については東京都から補助金を出すという形になっております。

続いて事業内容でございます。三つございますが、①の取組がこの事業の中核となっているところでございます。モデル自治体が統一的に取り組む予防的支援ということで、子供家庭支援センターだけでなく母子保健部門と一体となって、妊娠期からきめ細かなニーズ把握と訪問支援を実施するというものでございます。モデル事業でございますので、今回まず25歳以下の若い年代の初産婦さんの家庭を対象に、妊娠届出時から産後1年までの間、密な支援を実施していこうというものでございます。この事業は東京都医学総合研究所のチームに委託をさせていただいて、データ収集・効果測定の下に支援のマニュアルや人材育成のための研修プログラムの作成を想定いたしております。そして将来的にはこのモデル事業の効果、成果を踏まえて都内の自治体にも展開してまいりたいと考えてございます。

そのほか②のモデル自治体が独自に取り組む予防的支援だとか③の要対協の強化についてもこの3か年で取り組んでいく予定でございます。

本事業は本年度から開始したところでございますが、この事業に携わるスタッフの研修をこの1年間かなりの時間をかけて実施してまいりました。具体的な家庭への介入、支援の方法については、来年度開始していくということで今進めているところでございまして、今年度は具体的な支援方法の構築と、それに向けた人材育成を中心に取り組んできたところでございます。

なお、子家センと母子保健が一体的に取り組んでいくためには、研修の段階から双方の職員が一緒に参加をして共通の価値観だとかマインド、具体的な方法を一緒に身につけていく必要があるという考え方で本事業を進めておりますが、なにせこのコロナの感染拡大の波がございまして、今年度は母子保健からの参加が非常に難しい状況でございました。そのため、来年度も前半に同様の研修を設けて母子保健分野から参加いただける機会を確保する予定でございます。

従来から死亡事例検証などで保健と福祉の切れ目ない支援が重要といわれ続けておりまして、この事業でも母子と子家が一体的に支援をしていくと言っているわけですが、この事業では切れ目のない支援というものをお題目として終わらせることのないように、両者が毎週顔を合わせて協働で個別のケア計画を作成したり進捗状況を確認

するケア会議を設定して進めていく予定でございます。

こうした支援スキームの構築や研修は、昨年の春から、4月から走りながら取り組んでいるという状態でございます。必ずしも今、順風満帆に進んでいるというわけではございませんけれども、目指す光景は社会から一組でも多く虐待家庭をなくすということでございますので、その目的は皆さん共有いたしまして、まずはまさに今産みの苦しみを伴いながら、医学研、モデル自治体、東京都の3者で歯を食いしばって進めているところでございます。

今年度から開始されている事業でございます。これまでも保健関係、子育て関係の主管課長会等で紹介させていただいておりますけれども、今後もまた実施状況については随時ご報告させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上になります。ありがとうございました。

○加藤会長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、委員の皆様何かございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは全体を通じたご意見、ご質問というところでお願いしていきたくと思います。何かいかがでしょうか。ご意見、ご質問など。

特にないようですが、そうしたら今までご発言いただけていない委員から本当にまだ9人の委員から一言ずつコメントいただくということはできませんでしょうか。時間もそんなにないので、あんまりたくさんお一方お話しただけのわけではないのですが、せっかくいろいろご説明があったと思いますので、それでは名簿の順に松田委員から一言お願いできますでしょうか。

○松田委員 松田です。

資料の6のところでは児童虐待対応の研修なんですけれども、従来から医師の参加が非常に少ないなと思っていたんですけれども、今回、オンラインということで数が増えたということで、実際集まっての研修のほうが個人的には好きなんですけれども、今後そういうときになってもぜひオンラインというか、いつでも聞ける、見れるというようなものを、いわゆるハイブリッドというんでしょうか。それを検討していただければというふうに思います。

それと、資料9のところでは工夫しているところと、父へのテレワークに伴う支援の模索ということなんですけど、やっぱり外来で担当させていただいていると、最近お父さんが子供を連れてくるのがとても多くなってきているかなと。しかも以前はお父さんが来ると子供のことほとんど見ていないなという感じがしたんですけど、とてもよく見ていらっしゃるお父さんが増えてきているように思います。

具体的に支援を模索ということなんですけれども、何か具体的なことというのは考えていらっしゃるんでしょうか。

○加藤会長 事務局のお返事の、お一言だけ事務局から何か。

○松田委員 結構です。

○加藤会長 それでは、また何かありましたら事務局から追加していただくといたしまして、名簿の順に井上委員、一言お願いいたします。

○井上委員 井上でございます。

先ほど高品先生から話が出ましたように、妊婦歯科健診に関しては本当に医科の妊婦健診に比べると非常に受診率が低いのですね。そういう意味でやはり受診率の数値が出たほうが、それを高めようというような対応もはっきり出てくると思いますので、そういう意味では数値のほうを示していただけると幸いかなというところがあります。

それから今、子供のむし歯はとて減ってきているのですけれど、口の機能に関する関心はとて高くなっていて、食べ方とか話の仕方とか口の癖とか呼吸とか、そういういろいろな機能に対する保護者の関心も高まっているので、各地域の乳児の歯科健診の状況なども少し把握していただければ幸いです。

あと、新しい事業でユースヘルスケア推進事業と、それから高校での健康教育、そこら辺が本当に連携してほしいですね。特に今まだ日本では性教育などがそれほど普及していないところがあるので、そういうところをもう少し充実していくような方向で連携をしていただけると幸いかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは名簿の順で、堤委員、お願いいたします。

○堤委員 堤です。よろしくお願いいたします。

資料の9で、コロナ禍での母子保健事業の実施状況ということでご報告があったかと思いますが、たくさんの事業をコロナ禍でもやっていますが、そこで例えば、栄養相談や育児学級もありましたが例えば、乳幼児栄養相談のところでは人数を半分にしてやったり、通常どおりやっているよというようなこともあったかと思いますが、しかし、実際にそういう事業をコロナ禍でもやっているところの管理栄養士や保健師の話を聞きますと、やってはいるけれども、その時間が終わると、「はいはい、皆さん帰って帰って」みたいな感じで、コロナ禍の前であったら、みんなが集ってそこで講習を聞いて、その後で親御さんたちが自由に、「お宅どうなの」とか、「こういうところ困っているのよ」という会話があったものがなくて、事業はやってはいる、けれども、そこで今までコロナ禍ではないときとは違う状況の場合もあります。ですからこの数字だけで、ちょっと言葉はきついかもしれませんが、「実施している」と安心するのではなくて、内容がコロナ禍では参加人数半分にしているから、よりきめの細かいこともできているという面はメリットとしてあるでしょうが、これまでできていたことが、数字にはなかなか表れにくいですが、親御さんたちの自由な交流の機会がなくなり、それで寂しいみたいなところが私の知人の何人かから聞いていますので、そういうところもきめ細かくフォローしていただけたらありがたいと思います。

それからもう1点は、先ほども最初のところに清水先生や加藤先生もおっしゃっていましたが、例えば資料6の支援事業で若い世代にも妊娠出産の知識が不足している感じで、どのようにそれを周知していくかということが非常に重要であるというか、こんなにいいサービスを用意していても、それが対象者に伝わらなかったら何にもならないというような話が出たかと思います。まさにそのとおりだと思っていて、特に私が例えば本務校やそれ以外でも非常勤でいわゆる、こういう言い方も差し障りがあるのかもしれませんが、偏差値が高い大学で教えても、妊娠週数の数え方とか、本当にびっくりするような基本的なことを知らない学生がかなりいるんですね。そういう学生が数年後には、あるいは学生時代に妊娠、出産を経験するかもしれないと。そうなったときにやはり正しい知識がないと困ります。そして先ほど井上先生もおっしゃいましたけれども性教育のようなもの。本当に踏み込んだところまでいかにしても、基本的なこと、先程の妊娠週数の数え方や女性の毎月のホルモン環境の変化によって様々な体のリズムが、メンタルの面も含めて変わってくるというようなことは、男女ともに知っておいてほしいと考えます。東京都がどういう形でできるか分かりませんが、それらを広めていただけたらありがたいと思っています。

そしてせっかくこれだけの充実したサービスを用意されているわけなので、それが該当者というか、その年代の人たちに知られないのは大変残念であり、もったいないと感じますので、サービスの周知もよろしくお願いしたいです。

以上です。ありがとうございました。

○加藤会長 ありがとうございました。

それでは、吉田委員、一言お願いいたします。

○吉田委員 このコロナの中で、いろんなふうに苦勞されながら母子保健事業をされているなというふうに感心いたしました。

それから私久しぶりに乳幼児健診のデータを見たんですけれども、40年ぐらい前に私3歳児健診とか1歳半健診をやっていたんですが、そのとき心理相談どれぐらいあるのかなと思っていて、今回見たら大体3歳児健診で10%ぐらいということで、あまり変わっていないなと思って、喜んでいいのか悪いのか分からないんですけれども、変わっていないなと思いました。

それから経過観察も結構されているなと思ったんですね。ただ、経過観察の質がどうかというのは見えにくいところがありまして、その場とか保健所などで、その場所で大分違うらしいんですけれども、例えば経過観察はそんなに長くしないでほしいというところがあったり、平等に感覚を持って面接してほしいとかといったところがあるみたいで、必要な人にはちゃんと細かに経過観察しなくちゃいけないと思うんですけれども、そういう質の面がまだどうかなというか、ちょっと気になるところなんですけど、頑張っているなというふうに思いました。感想ですが。

以上です。

○加藤会長 ありがとうございます。

では名簿の順に、川上委員、一言お願いいたします。

○川上委員 今日は充実したいろいろな報告ありがとうございました。

一つは、新生児の聴覚検査が軌道に乗ってきているということがありますが、もう一つやはり感覚器の中で、目の問題というのも大きな問題だと思うんですね。できれば3歳児健診で視力検査をもうちょっと子供の発達段階に応じて、3歳児健診でまだできない子も結構いますので、スクリーナーを使ったような、機械を使ったような健診も併せて行うとか、また3歳で弱視の発見実は遅いので、もうちょっと早い段階で検診ができたらもっといいんじゃないかなというのを感じておりました、医師会からも毎年予算要望をお願いしているんですけども、子供の感覚器系のこと、これ全体として先ほどお口の話も出ましたけれども、子供の発育全体の中でのパーツの検診や指導というのを少しずつ充実させていただけたらと思います。

それから、今回チャイルド・デス・レビューが予算が上がっていたので、これも何年も前からお願いしてきたことですので、ぜひ東京都でも実施していただいて、納得のいかない子供の死というものを少しでも検証してなくしていく方向にいったらいいなと思っております。

あとは現場感覚としては、いろんな事業を立ち上げていて、一つ一つはうまくいっているように見えても、なかなか連携ができていないというのを日々感じます。せっかく国としても子育て世代包括支援センターをつくって支援していくようにという施策が軌道に乗らなきゃいけない時期に来ていますので、やはりそのあたりももうちょっと検証をかけつつ、一つ一つの単発の事業ではなくて、全体を通した横串を刺したようなネットワークとして全体を見るような検証をそろそろ一度やってみてもいいんじゃないかなというのを感じております。

以上です。ありがとうございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは名簿の順で、佐藤委員、一言お願いいたします。

○佐藤委員 恐れ入ります。西東京市の佐藤と申します。今日ちょっと遅れての参加となってしまうまして、申し訳ございませんでした。

西東京市といたしましても、様々母子保健事業、これまでの経過の中で実施させていただいておりますが、特にコロナ禍の中で昨年来とうきょうママパパ応援事業でありますとか、東京都さんと連携しながら様々取組を進めさせていただいたところでございます。引き続き市としての立場として産後ケア事業等の拡充とかも想定しておりますので、またご指導いただきながら進められたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは名簿の順で、工藤委員、一言お願いいたします。

○工藤委員 工藤です。よろしくお願いします。

私たち人口の少ない町村部からの意見としては、先ほど東京都さんの説明でも区市町村、区市町村ということで、我々区市町村に対する期待される役割とか大きいものというものは認識をしております。ただ、金銭的な支援というのがどれだけの効果を上げているのかというのが見えにくいところがありまして、既得権益化してやめることができなくなることを、我々小さい町村部は財源的な問題から心配をしています。

あと、母子保健以外のサービスというものも市町村は提供しているわけで、母子保健、母子にというのは道路とか公園とかを利用して生活しているので、そういう面に対しても人材なり地域資源を割かなければならないのが現状であります。そういうことも考えますと、全体の施策の中で、町全体の市町村部全体の施策の中で、どれだけ母子保健に割いていけるかどうかというのは、今後我々市町村職員としては、よく見極めていかなければならないなというふうに思っています。

あと、先ほど子育て応援パートナー制度ということで説明がありましたけれども、要支援妊婦の対象者を保健師や助産師がたくさん挙げてくるというところが、今うちの町では問題になっています。なのでアセスメント能力の向上ということも我々考えなければならぬなというふうに思っています。

以上です。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは名簿の順で、舟木委員、一言お願いいたします。

○舟木委員 南多摩保健所の舟木です。聞こえますでしょうか。

都の保健所なので直接的には母子事業のほうには現在関わってはいないんですけど、以前、区のほうにいて母子事業を担当していて、本当に産後ケア事業とか妊婦面接とかちょうど始まった頃だったので、それが今日の統計を見て、97%まで妊婦面接もできるようになったんだなというのを非常に感慨深く聞いておりました。本当に非常に母子事業自体充実してきたなと今日の報告を聞いて思ったところです。

また、今コロナ対応のほうで非常に妊婦の感染者の方も多いので、そういう中で健康観察のところで東京都の助産師会の方にも非常に今ご協力いただいて一緒にやっただいてるので、本当にそういう意味では、いろんなどころでお世話になっているなと思ったところです。

以上、感想です。どうもありがとうございました。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは名簿の順で、中坪委員、一言お願いいたします。

○中坪委員 すみません、カメラがないパソコンで使っているので画像がなくて、すみませんでした。

私は教育庁で都立学校を主に所管しているところの部署の者なんですけれども、うち

でやっている母子、ちょっと近いかなという絡みの中では専門医の派遣事業というところで精神科の先生であるとか、あと産婦人科の先生を都立学校中心に派遣して、悩みを聞いたり性教育に関するようなことを教職員の方とかにお話しするというような事業があります。

今のコロナ禍の状況の中で、そういう精神的な悩みを抱えていたり性の悩みを抱えていたりという児童・生徒が、やはり多くなっている状況があります。今日の母子保健の中でいえば高校生という年齢層が一番高い年齢層なのかと思えますけれども、そういう学校現場の悩みなんかを母子保健の現場の方々と意見交換をこういう会議などをしながら、またいろいろ情報を出資していきたいと思えますので、今日は大変参考になりました。ありがとうございました。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは、たくさんの貴重なご意見ありがとうございました。皆様のご意見を事務局で整理し、今後の東京都の母子保健施策に生かしていただきたいと思えます。

それでは、以上で議事については終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○青山事業調整担当課長 事務局の青山でございます。

本日は加藤会長におかれましては議事進行誠にありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては貴重なご意見を頂戴いたしました。都にお寄せいただきましたご要望、そしてご期待などたくさん多くいただいたと思っております。誠にありがとうございます。

都としては、引き続き委員の皆様のご意見を賜りながら、それから実施主体として母子保健事業を担っていただいております区市町村の皆様のご協力をいただきながら、子供と子供を産み育てるご家庭をお支えできるように、都として取り組むべきところをしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

これで本日の母子保健運営協議会を終了とさせていただきます。本日はご多忙のところ長時間にわたりまして誠にありがとうございました。

(午後 8時23分 閉会)